

2005年7月6日

〒100-8903 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
電話03-3592-5611(代)
東京地方検察庁 御中

〒 東京都足立区
自宅電話 - -
(家庭の事情により、つながりにくい)
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)
半澤一宣(印)(はんざわ・かずのり)

件名：東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅踏切死傷事故に係る追加の証拠資料送付及び告発

前略失礼致します。先月26日付け第13-1184-55453号普通小包郵便で送付した要請書(以下「前回の要請書」と記します)に関連する、追加の証拠資料をお送り致します。

今回送付するのは、前回の要請書に添付していたもののうち資料番号(2005年6月9日付け質問状・内容証明郵便)に対する、東武鉄道株式会社(以下「同社」と記します)からの回答書の写し(資料番号)です。

御覧いただければわかるように、同社は、私が再質問状(資料番号)に記しておいた質問項目に対する回答を拒絶しました。このことは同時に、死傷事故の再発を未然に防止するために必要な対策を講じることさえも、拒絶したことを意味しています。この事実こそ、同社の根津嘉澄・取締役社長、同じく角田建一・鉄道事業本部長その他の同社経営陣に「今後再び同様の事故を誘発し、新たな死傷者を出すことになってしまいかもしいの、未然に防止できなくてもやむを得ない」という未必の故意(未必の殺意)の認識が存在していることの明白な証拠であり、同時に未必の殺意に基づく殺人予備の動かぬ証拠でもあると、私は思料します。

また、死傷事故の再発防止のために必要な対策を講じるのを怠るという上記の不作为が、鉄道営業法第25条が罰則を定める「鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若ハ公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキ」に該当するものであることも、また明白です。

よって私は、根津嘉澄・取締役社長及び角田建一・鉄道事業本部長の2名を、前回の要請書において告発した毛塚満・元竹ノ塚駅長と大芦和夫・同社運転課課長補佐の2名と同様、今年3月15日に発生した踏切死傷事故に係る(未必の殺意に基づく)殺人及び傷害罪と、上記の殺人予備、並びに鉄道営業法第25条違反の併合罪で告発致しますので、よろしくお取り計らいのほど、お願い申し上げます。

なお、今回の告発についても前回の要請書による告発と同様、処分が決定しだいその内容(不起訴又は起訴猶予と決定された場合にはその理由も)をすみやかに私に書面にて御通知下さりたく、刑事訴訟法第260条及び第261条によりあらかじめ請求致しますことを付記致します。

また、前回の要請書を送付した際に、資料番号 及び に係る「郵便物配達証明書」の写しを添付するのを忘れていたかもしれませんので、念のため今回同封しておきます。

御不明な点がございましたら、上記半沢までお問い合わせ下さい。

取り急ぎ用件のみにて失礼致します。

草々

2005年7月6日：東京地方検察庁あて
「東武鉄道伊勢崎線竹ノ塚駅踏切死傷事故に係る追加の証拠資料送付及び告発」

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局
第605 - 11 - 07086 - 3号
平成17(2005)年7月7日 東京中央郵便局にて配達完了